

会議録

会議の名称	令和２年度 第２回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会
開催日時	令和２年７月２９日（水曜日）午後６時３０分から午後８時まで
開催場所	田無第二庁舎４階 第２・３会議室
出席者	木下委員、大伴委員、山口委員、小澤委員、橋爪委員、根本委員、櫻井委員、天宮委員、小矢野委員、久松委員、鶴澤委員
議題	１ 開会 ２ 前回会議録の確認 ３ 議題 重点推進項目の検討について ４ その他
会議資料の名称	資料１：第６期西東京市障害福祉計画・第２期障害児福祉計画重点推進項目検討シート 参考資料１：５期計画の振り返り 参考資料２：近隣市との福祉資源の比較 参考資料３：国内の社会保障制度改革の動向 参考資料４：福祉サービス事業実績シート
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
傍聴１名 議題 重点推進項目の検討について 事務局より資料１を説明。 【質疑応答】 施策１ 障害のある子どもへの支援の充実 ○発言者：委員 課題整理については資料の中で十分にできているのではないかと思います。重要な点として、児童発達支援センターの設置が大事になると考えている。保育園や小学校からの相談先としてセンターの重要性は高く、幼児期から学童期までの切れ目のない支援を実現するためにはセンター等の中核となる施設の存在は不可欠であると思う。 事務局回答 西東京市では令和２年度末の設置に向けて検討を進めている。 ○発言者：委員 課題整理の中ではショートステイの不足が挙げられているが、次期計画の方向性の中ではショートステイの充実に関する項目が抜けているのではないかと。 放課後等デイサービスの利用実態に関する対応として具体的なものはあるか。 事務局回答	

ショートステイの不足については市でも認識している。対応策については検討させていただく。

放課後等デイサービスについては、利用実態については事業者に任せているところがあり、市としては把握が十分でない点がある。今後は、事業所との接点を増やしながら、個々の特徴や課題を把握して対応していきたい。

○発言者：委員

全ての施策に通じるところだが、施策の方向性が一般論化してしまっているため、もう少し具体的な取組内容を挙げていただいた方が良いのではないかな。市としてもできることとできないことはあると思うので、そうした内容をこの場では明確にしても良いのではないかな。

また、障害児福祉施策の満足度が低い点については、「ひいらぎ」を利用したくても利用できない方の考えが反映されていると考えられる。そこへの対応としては、センター化という事業の話だけではなく、施設の運用方法等、利用者目線での不満や不安の解消を基に計画づくりを行って欲しい。

○発言者：委員

調査結果の比較の箇所、悪化している項目が多くあり、その要因については分析を行う必要があるだろう。

また、施策の方向性が一般化していることは確かであるため、次回以降に向けて市の方で具体化したものを基に再度議論していく必要があるだろう。

○発言者：委員

「ひいらぎ」を利用したくても利用できない人への支援のために、巡回支援員による訪問指導の充実が必要ではないかな。

軽度の発達障害児に対する支援の充実として、通級教員への指導を強化して、通級学級の見学や情報交換など、個人への研修から連携強化を含めた対応を充実することが必要ではないかな。

施策２ 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

○発言者：委員

学校での研修がA評価となっているが、過去の計画策定時では学校への啓蒙は難しいと聞いていた。学校現場では、児童の特性を教員が把握できていない事例や、学校でも障害のある児童の対応に困っている事例も見受けられるため、具体的にどういう研修を実施しているかを確認したい。

また、施策の方向性においても学校での取組は無くなっているが、学校での課題は解決しているのかは検討が必要ではないかな。

地域の中で障害のある人が働いている姿が「あたりまえ」になることがとても重要であり、地域にある優良企業や協力的な企業と一緒にあって、障害のある人が活躍している姿を見つけられる地域とすることが理解促進には必要になるだろう。

事務局回答

具体的な学校の研修内容等については担当課に確認の上で後日ご報告させていただく。

○発言者：委員

障害者（児）については以前からの課題であり、解決が容易ではないものである。アンケート結果をみると、障害児では差別を感じている割合が高くなっており、ショッキングな数字となっている。

解決に向けては、他市の事例や学校での取組を考慮しながら、障害や障害者理解の促進に向けた取組を積み重ねていくことが重要である。より具体的な事例を挙げながら議論を深めていきたい。

事務局回答

学校での理解促進としては、市内の中学校の道德の授業を活用して、障害者差別解消法に関する情報提供やサポーター養成講座などの啓発活動は行っている。

小学校についてはまだアプローチできておらず、小学校に対する啓発プログラムも昨今の社会環境を踏まえながら検討しているところである。

教育委員会の内部でも組織的な変更もあり、障害児への対応や児童・生徒への早期教育を強化する方向で動いている。

○発言者：委員

障害者の地域生活を考えると、障害福祉のサービス受給者のみへの対応だけでは不十分で、地域全体を巻き込んでいくことが必要ではないか。

例えば、障害者の理解促進については、事業所などの企業だけではなく、地域の住民組織なども含めて対象範囲を広げていく必要があるのではないか。

○発言者：委員

多様な組織を巻き込んだ理解促進の中に、市役所の職員を巻き込んだ方向性も検討していただきたい。例えば、スポーツ施設を利用しやすくすることや、市が行うイベントへ参加しやすくなるといったことは、市役所全体での理解促進が背景にないと難しいと思う。

施策３ 相談支援体制の充実

○発言者：委員

ワンストップ型の相談窓口は利用者をたらいまわしにしないことが重要となる。次期計画の方向性をみると、複数の窓口での役割分担が明記されており、両者のバランスをどのようにとっていくかが最も重要なことではないか。

一つの窓口だけで全ての専門性を担保することは現実的ではないが、やはり中核となる組織については多種の専門性をカバーすることは必要であるため、そうした視点を明確にした方が良いのではないか。

○発言者：委員

情報提供やツールの提供について、所沢市などが作成しているリソースブックはとても分かりやすいツールとなっているため、是非参考にしていきたい。

○発言者：委員

情報提供やツールについて、ICT活用に向けた環境整備となっているが、ICTに限ら

ず、どのようなツールでも子どもから高齢者までの多世代に分かりやすいツールを作れるかが重要になってくる。ICTだけにしてしまうと、限られた方への情報ツールになってしまうので、情報弱者の方への情報提供方法についてもより具体的な内容を組み込めるとよいのではないか。

○発言者：委員

今回のコロナ禍による影響で、障害のある人の中にはそもそものICT活用の機器に触れたことのない人などが多くいることがわかり、その対応には苦慮している。

情報発信の方法として、ICTの活用そのものを否定するわけではないが、地域の中にはICT機器に触れたことのない人や所持したくても買えない人などがいることや、そうした人達にICTを活用したプログラムを提供することの難しさはある。

ハードの話だけではなく、分かりやすさや面白さといった訴求力を追求するソフト面での議論や事業も並行して検討していくべきだろう。

○発言者：委員

障害者のしおりは、障害を受容して障害福祉課とつながった方でないと確認できないため、暮らしの便利帳など、より多くの人が手に取れるツールに障害に関する情報を充実させてみてはどうか。

○発言者：委員

地域の中には手帳を持たず、自身の障害の有無にも気づけていない方が埋もれている場合もあるのではないか。そうした方への相談支援（アウトリーチ支援）や情報提供についての手法は是非具体化していった欲しい。また、相談等の核となる拠点や窓口の整備についても並行して進めていき、発信と窓口を両輪で充実させていくことが重要ではないか。

8050問題などを地域包括支援センターからの発見ばかりでなく、障害の方からも埋もれているケースや困難を抱えている方を探し出す努力を行って欲しい。

施策4 障害のある人の社会参加の促進

○発言者：委員

近隣市との比較で、就労移行支援事業の利用者目標が他市に比べて極端に低い、理由などはあるか。

事務局回答

計画策定時の目標数の設定内容はすぐにはわからないため、事務局で確認する。

○発言者：委員

障害者アートや作品展が西東京市では実施されていないとなっているが、一部の事業所で実施しているものについてはカウントされていないか。

事務局回答

イベント等については各市町村の計画書に記載されている事業を対象としているため、計画策定後に実施・企画されたイベントについては実態と異なっている場合はある。

施策5 障害者の高齢化への対応

○発言者：委員

障害福祉と介護保険の連携についての重要性は以前から課題となっているが、実際にどのような連携が行われているかについては把握が十分にできていない可能性がある。障害福祉サービスを利用していた方に不利益がないようにサービスを検討することが必要だが、本人の意向が踏まえられなかったケースは実際に存在している。市として把握できているケースをまず公開していただくことが、実態把握や対応のための議論には不可欠であると思う。

また、重要な点としては、介護保険におけるケアマネジャーが障害者や障害福祉をどの程度理解できているかを把握できているかを把握することが必要だろう。

市としても解決に向けて苦慮されていると思うが、是非、具体のケースを踏まえて議論を深めたいと考えている。

事務局回答

市では65歳になる前から介護保険サービスへの移行に関する案内は段階的に行っている。課題として、障害福祉サービスで行っているリハビリと同程度のサービスを受けられる介護事業所が中々見つからないという点が最も大きいと理解している。国では共生型サービスによる対応を念頭にしているが、3年でサービス提供体制が大きく改善できているとは言いづらい。障害福祉課としては、共生型サービスの提供事業所を増やすよりも、既存の介護事業所の質を向上させ障害福祉事業所で実施しているリハビリテーションと同程度のレベルを担保できるように働きかけていく必要性があると考えている。

6期計画期間においてこれらの働きかけは行っていくが、即時的な対応としては、既存の障害福祉サービスにおけるリハビリテーションを通所だけでなく訪問型でも実施することや、介護保険サービスへの移行時に、障害福祉事業所のリハビリ担当が介護事業所のリハビリ担当への引継ぎを充実させるといった視点を盛り込んでいきたいと考えている。

○発言者：委員

可能であれば、65歳以上の方が、こういった障害福祉サービスを活用しているか等のサービス実績に関するデータを提示していただくことは可能か。

事務局回答

事務局で確認して、次回の委員会で提示する。

○発言者：委員

精神障害のある人は、身体は元気である場合が多く、65歳以上になっても要介護認定がつかない場合もあり、サービス利用が途切れてしまっている可能性がある。

サービスの利用実績だけを追いかけると、数に出てこない方のニーズを読み落としてしまう可能性があるため考慮いただきたい。

○発言者：委員

障害福祉サービスは65歳以上になると原則介護サービスへの移行が求められている

が、自治体によって対応に強弱がついているのも実態ではある。西東京市では65歳以降のサービス利用についてはどのようなスタンスを持たれているか。

事務局回答

法の趣旨を踏まえつつ、解釈の範囲で運用している。

基本的には介護サービスへの移行を案内しているが、サービス量が不足する場合等については、個々の状況を踏まえ、必要性を考慮して障害福祉サービスでの充当などを行っている。

○発言者：委員

共生型サービスについて、他市での実施事業所の内容について確認したい。

事務局回答

共生型の指定はとっているが、サービスとして利用実績（加算）は確認できなかった。

5 その他

事務局より第3回の自立支援協議会日程について連絡

閉会